

富山地方裁判所委員会（第17回）議事概要

1 開催日時

平成23年11月10日（木）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山地方裁判所大会議室

3 出席者

【委員】（五十音順，敬称略）

大石貴之，織田浩之，笠島眞，久々江除作，柴田秀樹，舘清文，田邊浩典，
林忠信

【ゲストスピーカー】

森田信子富山県消費生活センター所長

【事務担当者】

永井事務局長，青木民事首席書記官，佐竹富山簡裁庶務課長，橋本家裁総
務課長，川崎総務課課長補佐，尾間庶務係長

4 進行次第

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 新委員の紹介
- (3) ゲストスピーカーの紹介
- (4) 議事

ア 「消費者トラブルに関する解決手段について」

(ア) 消費者トラブルの内容，現状等について（富山県消費生活センター）

(イ) トラブルの解決手段について（富山地方裁判所）

イ 質疑応答及び意見交換

別紙のとおり

5 次回テーマ

未定

6 次回期日

平成24年5月24日(木)午後2時

(別紙)

質疑応答及び意見交換

(委員, ゲストスピーカー)

1 消費者トラブルの内容, 現状等について

新聞社としても, 消費者トラブルには関心を持っているところであり, 報道を通じて, 読者に注意喚起していきたいと考えている。

雑誌には消費者トラブルの原因となるような広告が掲載されていることもあるが, 出版業界は自主規制していくことも大切であると考えている。

弁護士が, 消費者トラブルに関する相談を受けた場合は, 業者に対し, 契約の取消し及び返金を求める旨の内容証明郵便を出すなどし, 業者が返金してくれない場合は, 訴訟を提起している。

消費生活センターでは, 相談者から事情を聴取し, 業者と交渉することがあるが, まず, センターとして何をするかを考え, 例えば, 相談者が不当な請求に対してクレジットカード払いをした場合, 代行機関と交渉をするなどしている。

障害者の場合, 被害に遭っても隠す傾向がある。そのため, 障害者の被害は表には現れにくい。

2 トラブルの解決手段について

弁護士は, 相談者の意思を尊重のうえ, 問題の解決に当たっており, 相談者が訴訟をためらうときには, 調停を申し立てることがある。

法テラスも消費者トラブルの相談窓口として有用であった。

消費生活センターでは, 他機関へ紹介した後の追跡調査をしていないので, 相談者のその後の対応は分からない。なお, アダルトサイト被害では, 大方が契約が成立していないので, 電話番号やメールアドレスを変えるようアドバイスしている。

裁判所は, 中立性が求められることから, 紛争の中身にわたる法律相談は

できないが、各種の法的手続や書類の書き方などの相談には応じ、各種の法的手続に関するリーフレットを準備して 相談者に示しながら説明している。また、裁判所に提出する定型の用紙を備え付けており、ウェブサイトからも、必要な書式をダウンロードできるようにしている。

最近の訴訟としては、住宅の床下にシロアリがないのに、たくさんいるとして薬剤をまき代金を請求されたとする事例、結婚相談所と契約をしたが、紹介がないとする事例、パチンコで必ず儲けられるとして大金を支払わされたとする事例などがあった。

不審な場合は、お金を支払う前に消費生活センターなどに相談するよう、消費者に対して、啓発活動をしていく必要がある。裁判所は、消費者トラブルに関する解決手段について、国民に対し、積極的に周知してもらいたい。

裁判所としても、これまで以上に、各種制度の広報活動に努めていきたい。